

平成 26 年 8 月 8 日

多摩地域ユース・プラザ運営等事業

業務要求水準書修正箇所

平成 26 年 6 月 4 日に公表した多摩地域ユース・プラザ運営等事業業務要求水準書について以下のとおり修正いたします。

修正前		修正後	
条項	本文	条項	本文
第 4. 3 (1) 内容	<p>設置の目的に沿った講座等の社会教育事業を実施する。</p> <p>実施する講座等については、実施前年度の 5 月～7 月に、都、事業者、有識者等で構成する社会教育事業等企画委員会を開催して社会教育事業の実施計画を決定する。</p> <p>事業者は、以下の業務を行うこと。各業務等の考え方及び詳細については、別紙 4 に示すとおりである。</p> <p>なお、平成 27 年度については、<u>都、前事業者、有識者等で構成する社会教育事業等企画委員会で決定した実施計画に基づいた事業を実施することとする。ただし、実施計画の趣旨に沿ったものである場合は、都と協議の上、変更申請を行い、事業内容の変更を行うことができる。</u></p>	第 4. 3 (1) 内容	<p>設置の目的に沿った講座等の社会教育事業を実施する。</p> <p>実施する講座等については、実施前年度の 5 月～7 月に、都、事業者、有識者等で構成する社会教育事業等企画委員会を開催して社会教育事業の実施計画を決定する。</p> <p>事業者は、以下の業務を行うこと。各業務等の考え方及び詳細については、別紙 4 に示すとおりである。</p> <p>なお、平成 27 年度については、<u>事業契約締結後に社会教育事業等企画委員会を開催し、事業提案を踏まえ社会教育事業の実施計画を決定する。</u></p>